

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和7年12月1日（令和7年（行情）諮問第1362号及び同第1363号）

答申日：令和8年9月28日（令和8年度（行情）答申第608号及び同第609号）

事件名：「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関して内閣法制局が行政文書ファイル等につづった文書の一部開示決定に関する件

「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関して内閣法制局が行政文書ファイル等につづった文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされたものの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書57」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年8月29日付け閣サ第1040号及び同第1041号により内閣サイバー官（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分1及び原処分2について

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）（略）

（3）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段を持たないため、文書の特定に漏れがな

いか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の趣旨について

(1) 原処分1（令和7年（行情）諮問第1362号）

審査請求人は、令和7年1月18日付けで本件請求文書1の行政文書開示請求（同日受付）を行った。これを受け処分庁は、令和7年8月29日付け閣サ第1040号をもって原処分1を行ったところ、審査請求人から、「①一部に対する不開示決定の取消し。②（略）③他に文書がないか確認を求める。」との審査請求が提起されたものである。

(2) 原処分2（令和7年（行情）諮問第1363号）

審査請求人は、令和7年3月25日付けで本件請求文書2の行政文書開示請求（同月27日受付）を行った。これを受け処分庁は、令和7年8月29日付け閣サ第1041号をもって原処分2を行ったところ、審査請求人から、「①一部に対する不開示決定の取消し。②（略）③他に文書がないか確認を求める。」との審査請求が提起されたものである。

2 本件各開示請求及び原処分について

(1) 本件開示請求の経緯について

審査請求人は、令和7年1月18日付けで内閣法制局長官に対し、本件請求文書1の開示を求める行政文書開示請求を行った。

内閣法制局は、特定した請求対象文書が処分庁において作成されたものであるため、法12条1項の規定を適用し、処分庁に事案を移送した（令和7年1月31日付け内閣法制局二第4号）。

処分庁においては、本件開示請求の事案移送を受け、法11条を適用し、令和7年3月19日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については同年8月29日までに開示決定等を行うこととし、同年2月14日付け閣副第105号により、審査請求人にその旨通知した。

そして、処分庁においては、令和7年3月19日付け閣副第206号により、本件開示請求の対象文書の一部（当審査会注：別紙の2に掲げる先行開示文書）を開示する処分（以下「先行開示決定」という。）を行い、さらに、同年8月29日付け閣サ第1040号により、本件開示請求の対象文書の残りの部分を開示決定する原処分1を行った。

(2) 本件各開示請求の原処分について

ア 原処分1について

本件開示請求は、内閣法制局が保有する「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関する文書の開示を求めるものであり、同文書を保有する内閣法制局において適正に特定した上で、移送を受け処分庁において、文書1外56件（本件対象文書）につい

て、本件対象文書の不開示箇所を適正に判断し、原処分1を行ったと認められるところである。

イ 原処分2について

本件開示請求は、本件請求文書2、すなわち、令和7年1月18日付け行政文書開示請求に対し、令和7年8月29日までに開示決定等を行うこととした文書の開示を求めるものである。

処分庁においては、本件開示請求に対し、法11条の規定を適用し、令和7年5月26日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの行政文書については同年8月29日までに開示決定等を行うこととし、同年4月21日付け閣副第329号により、審査請求人にその旨通知した。

そして、処分庁においては、令和7年5月26日付け閣副第396号（原文ママ）により、本件開示請求の対象文書の一部（当審査会注：文書1ないし文書20）を開示決定する処分を行い、さらに、令和7年8月29日付け閣サ第1041号により、本件開示請求の対象文書の残りの行政文書として、文書21外36件（当審査会注：文書21ないし文書57）を開示決定する原処分2を行った。

処分庁においては、原処分2において、文書21ないし文書57を適正に特定した上で、文書21ないし文書57の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

〔当審査会注：諮問庁が理由説明書において使用する「処分庁」のうち、令和7年7月以前の処分庁は、内閣官房副長官補である。〕

3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

（1）審査請求人の主張

審査請求人は、以下のとおり主張している。

① 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

② （略）

③ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段を持たないため、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）原処分の妥当性について

ア 原処分1について

上記（1）①については、上記2（2）アのとおり、処分庁において、本件対象文書の不開示箇所について、不開示事由の該当性を原処分の不開示理由のとおり適正に判断したと認められるところである。

(略)

上記(1)③については、本件審査請求を受け、内閣法制局において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定及び原処分1で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

したがって、原処分1は妥当である。

イ 原処分2について

上記(1)①については、上記2(2)イのとおり、処分庁において、文書21ないし文書57の不開示箇所について、不開示事由の該当性を原処分2の不開示理由のとおり適正に判断したと認められるところである。

(略)

上記(1)③については、本件審査請求を受け、内閣法制局において改めて、令和7年1月18日付け行政文書開示請求の対象文書を探索したが、内閣法制局は令和7年3月19日付け閣副第206号及び令和7年8月29日付け閣サ第1040号で特定した行政文書以外に当該開示請求に該当する行政文書を保有しておらず(原文ママ)、処分庁は原処分2で特定した行政文書以外の対象文書の存在は確認できなかった。

したがって、原処分2は妥当である。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ① 令和7年12月1日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第1362号及び同第1363号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同月15日 | 審議(同上) |
| ④ 令和8年8月25日 | 本件対象文書の見分及び審議(同上) |
| ⑤ 同年9月17日 | 令和7年(行情)諮問第1362号及び同第1363号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件請求文書1については、審査請求人は内閣法制局長官に対し、その開示を求めたところ、内閣法制局長官は、「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関する行政文書(先行開示文書及び本件対象文書)を特定

し、法 12 条 1 項の規定に基づき、内閣官房副長官補に対して移送を行った。

これを受け、内閣官房副長官補は、法 11 条の規定を適用した上で、本件請求文書 1 に係る先行開示決定を行ったところ、審査請求人は内閣官房副長官補に対し、本件請求文書 2 の開示を求めたものであり、処分庁は、本件対象文書につき、別表のとおり、その一部を法 5 条 2 号イ、3 号、4 号及び 5 号（原処分 1 に係る行政文書開示決定通知書の別紙の No. 54 の「P 13 の一部」欄において、「2 号」とあるのは、その余の記載内容に照らして、「2 号イ」の明白な誤記と認める。）に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書の特定は、同文書を保有する内閣法制局において行われており、処分庁においては、移送に伴い送付を受けた行政文書（先行開示文書及び本件対象文書）の全てについて、原処分を行った。

イ 本件審査請求を受け、内閣法制局において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

ウ 処分庁においても、開示決定に係る対象文書に遺漏等がないか、改めて移送された行政文書を確認したものの、特定漏れは認められなかった。

(2) 法 12 条 1 項に基づく事案の移送については、移送元の行政機関において開示請求対象文書の特定が行われ、その後移送されることから、移送先の行政機関においては、文書の開示に当たっては移送を受けた事案（文書）について不開示情報該当性の判断を行えば足りるものであり、それ以外に対象文書があるかどうかについて判断する必要はないものと認められる。

したがって、本件請求文書 1 の開示請求に対し、先行開示文書及び本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件請求文書 2 の開示請求が本件請求文書 1 の先行開示決定の残りの部分の開示を求めていることを踏まえれば、本件請求文書 2 の開示請求につき、文書 21 ないし文書 57 を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、無害化措置に関する判断基準、対象事例及び具体的な実施方法等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、警察が実施するアクセス・無害化措置の具体的な方法等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、番号2については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号4及び番号11に掲げる不開示部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、加害関係電子計算機の管理者に対する通知方法及び特定の情報システムに関する検討段階の情報が記載されている。

当該部分については、関係者と検討中であった内容が含まれており、これを公にすることにより、未成熟な検討内容が明らかとなり、外部からの圧力等により当該検討に不当な影響を与え、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、未成熟な検討内容が明らかとなり、外部からの圧力等により当該検討に不当な影響を与え、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、番号11については同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号5ないし番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、サイバー攻撃等に関する防衛省・自衛隊の現状認識及び運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊のサイバー攻撃等に関する情勢判断、分析能力及び対処能力等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号5及び番号7については同条4号について判

断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号8に掲げる不開示部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、無害化措置の国際法上の考え方や外務大臣との協議に関する情報が具体的かつ詳細に記載されており、これらを公にすると、無害化措置に関する外務大臣との事前協議内容等が推察され、その対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、無害化措置に関する外務大臣との事前協議内容等が推察され、その対抗措置を講ずることを容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号9に掲げる不開示部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、サイバー攻撃事案に係る国際情勢に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の情報関心や本法律案制定の背景事情等が明らかとなるなど、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、我が国の情報関心や本法律案制定の背景事情等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、サイバー攻撃に関する情報収集、分析対象、分析能力、対処手法及び運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の関心事項やサイバー攻撃への対処方法等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対

抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、サイバー攻撃への対処に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、インシデント事案の具体例並びに重要電子計算機の脆弱性に係る法人名及び製品名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、インシデント事案に係る特定法人の信用に関わる情報が明らかとなり、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表の番号13及び番号14に掲げる不開示部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、機械的情報の具体例、提供用選別後情報として想定される情報及び通信情報の提供に伴う整備費用に関する情報等が記載されている。

当該情報は、現在も関係者との協議・調整中の内容が含まれていることから、これらを公にすると、協議中の未成熟な情報が確定的情報との誤解を与え、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、協議中の未成熟な情報について確定的情報との誤解を与え、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定し難く、これを覆す事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、番号14については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ、3号、4号及び5号に該当するとして不

開示とした各決定については、内閣サイバー官において、本件対象文書及び先行開示文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条２号イ、３号、４号及び５号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関して内閣法制局が行政文書ファイル等に綴った文書の全て。
- (2) 本件請求文書 2 「能動的サイバー防御」の導入に関する法案の法案審査に関して内閣法制局が行政文書ファイル等に綴った文書の全てのうち令和 7 年 3 月 1 9 日付け閣副第 2 0 6 号で残りの部分とされた全て。

2 先行開示文書

- (1) 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、用例集
- (2) 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、用例集
- (3) 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 長官・次長」のうち、用例集
- (4) 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、用例集
- (5) 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、用例集及び参照条文

3 本件対象文書

- 文書 1 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 2 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、読替表
- 文書 3 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、以下リスト
- 文書 4 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、第三十六条のみなし適用関係
- 文書 5 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、二段表
- 文書 6 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、部長修正事項対応表
- 文書 7 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 8 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、読替表
- 文書 9 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、以下リスト
- 文書 1 0 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、第三十六条のみなし適用関係
- 文書 1 1 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 部長」のうち、部長修正事項対応表
- 文書 1 2 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 1 3 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 部長」のうち、読替表
- 文書 1 4 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 長官・次長」のうち、案文・理由
- 文書 1 5 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 長官・次長」のうち、読替表

- 文書 16 「令和 7 年 1 月 1 7 日 新法 部長」のうち、部長修正事項対応表
- 文書 17 「令和 7 年 1 月 1 7 日 新法 部長」のうち、長官及び次長修正事項対応表
- 文書 18 「令和 7 年 1 月 1 7 日 新法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 19 「令和 7 年 1 月 1 7 日 新法 部長」のうち、読替表
- 文書 20 「令和 7 年 1 月 1 7 日 新法 部長」のうち、以下リスト
- 文書 21 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 22 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、新旧対照表
- 文書 23 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、読替（改正前）
- 文書 24 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、読替（改正後）
- 文書 25 「令和 6 年 1 2 月 2 5 日 整備等法 部長」のうち、説明資料
- 文書 26 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、法制局第二部長の御指摘に係る修正等について
- 文書 27 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 28 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、新旧対照表
- 文書 29 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、読替表（改正前）
- 文書 30 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、読替表（改正後）
- 文書 31 「令和 7 年 1 月 8 日 整備等法 部長」のうち、説明資料
- 文書 32 「令和 7 年 1 月 1 5 日 整備等法 部長」のうち、法制局第二部長の御指摘及び法制局長官の御指摘に係る修正等について
- 文書 33 「令和 7 年 1 月 1 5 日 整備等法 部長」のうち、案文・理由
- 文書 34 「令和 7 年 1 月 1 5 日 整備等法 部長」のうち、新旧対照表
- 文書 35 「令和 7 年 1 月 1 5 日 整備等法 部長」のうち、読替表
- 文書 36 「令和 7 年 1 月 1 5 日 整備等法 部長」のうち、説明資料
- 文書 37 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 1 回目」のうち、法制局第二部長の御指摘に係る修正等について
- 文書 38 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 1 回目」のうち、案文・理由
- 文書 39 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 1 回目」のうち、新旧対照表
- 文書 40 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 1 回目」のうち、読

替表

- 文書 4 1 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 2 回目」のうち、法制局第二部長の御指摘に係る修正等について
- 文書 4 2 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 2 回目」のうち、案文・理由
- 文書 4 3 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 2 回目」のうち、新旧対照表
- 文書 4 4 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 部長 2 回目」のうち、読替表
- 文書 4 5 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、案文・理由
- 文書 4 6 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、新旧対照表（全黒）
- 文書 4 7 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、新旧対照表（差分）
- 文書 4 8 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、読替表（改正前）
- 文書 4 9 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、読替表（改正後）
- 文書 5 0 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、参照条文 別冊
- 文書 5 1 「令和 7 年 1 月 1 6 日 整備等法 長官・次長」のうち、説明資料
- 文書 5 2 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、説明資料（総論）
- 文書 5 3 「令和 6 年 1 2 月 2 3 日 新法 部長」のうち、説明資料（逐条解説）
- 文書 5 4 「令和 7 年 1 月 7 日 新法 部長」のうち、説明資料（逐条解説）
- 文書 5 5 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 部長」のうち、説明資料（逐条解説）
- 文書 5 6 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 長官・次長」のうち、説明資料（総論）
- 文書 5 7 「令和 7 年 1 月 1 0 日 新法 長官・次長」のうち、説明資料（逐条解説）

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2 5	2 7 ページ、6 1 ページないし 6 6 ページ、6 8 ページ及び 6 9 ページのそれぞれ一部	公にすることにより、警察がアクセス・無害化措置をどのように行うのかが明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 1	2 8 ページ、6 4 ページないし 6 9 ページ、7 1 ページ及び 7 2 ページのそれぞれ一部	
2	文書 2 5	2 8 ページ、4 3 ページ、5 3 ページないし 5 7 ページ、5 9 ページ、6 0 ページ、9 3 ページ及び 9 5 ページのそれぞれ一部	公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれがある、また、警察がどのような情報を基にアクセス・無害化措置を行うのかが明らかとなり、攻撃者に対抗措置を講じられ、実効的なアクセス・無害化措置の実施が困難となり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び同条 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 3 6	7 3 ページ及び 7 6 ページのそれぞれ一部	
	文書 5 1	2 9 ページ、4 6 ページ、5 6 ページないし 6 0 ページ、6 2 ページ、6 3 ページ、9 6 ページ及び 9 9 ページのそれぞれ一部	
3	文書 2 5	2 9 ページの一部	公にすることにより、高度な技術・知識を有するサイバー特別捜査部がアクセス・無害化措置を行うことができない事例が明らかとなり、攻撃者に同部が対処できない手法を通じて攻撃を行われるおそれがあり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 3 6	7 ページの一部	
	文書 5 1	3 0 ページの一部	

4	文書 2 5	5 1 ページの一部	管理者への具体的な通知方法は、現在、検討中であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 1	5 4 ページの一部	
5	文書 2 5	1 0 9 ページ中段下部、1 1 5 ページないし 1 1 8 ページ、1 3 1 ページ及び 1 5 3 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、公にすることにより、自衛隊の作戦等に係る手の内を明かすことになり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号及び同条 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 1	1 1 4 ページ中段下部、1 2 0 ページ、1 2 1 ページ、1 2 3 ページ、1 2 4 ページ、1 3 6 ページ及び 1 5 8 ページのそれぞれ一部	
6	文書 2 5	1 0 9 ページ中段上部の一部	公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 1	1 1 4 ページ中段上部の一部	
7	文書 2 5	1 5 0 ページの一部	公にすることにより、防衛省・自衛隊の調査分析能力が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全や公共の安全と秩序の維持が害されるおそれがあることから法 5 条 3 号及び同条 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 1	1 5 5 ページの一部	
8	文書 2 5	8 4 ページ、8 7 ページないし 9 0 ページ、9 4 ページ、9 9 ページないし 1 0 3 ページ	公にすることにより、外務大臣との事前協議内容が推察されるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあること

		及び 175 ページのそれぞれ一部	から法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 36	74 ページ及び 75 ページのそれぞれ一部	
	文書 51	87 ページ、90 ページないし 94 ページ、97 ページ、98 ページ、103 ページないし 107 ページ及び 181 ページのそれぞれ一部	
9	文書 52	1 ページ及び 8 ページのそれぞれ一部	当該箇所は、本法律案の制定に至る背景事情として国際情勢に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、他国との関係に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 53	1 ページの一部	
	文書 54		
	文書 55		
	文書 56	1 ページ及び 8 ページのそれぞれ一部	
	文書 57	1 ページの一部	
10	文書 52	5 ページの一部	通信情報の分析に際しての必要な情報収集に係る記載であり、公にすることにより、情報収集に係る交渉に不利益が生じ、必要な情報の提供が受けられないことで、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 56	5 ページの一部	
	文書 52	9 ページの一部	公にすることにより、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3
	文書 53	28 ページの一部	
	文書 54	31 ページの一部	
	文書 56	9 ページの一部	
	文書 57	30 ページの一部	

			号に該当するため不開示とした。
文書 5 2	1 3 ページ、1 4 ページの「6.」のそれぞれ一部		特定の国の機関におけるサイバー事案への対処に関する情報であり、国のサイバー攻撃に係る情報の収集、分析能力、対処手法及び防護体制が推測できるものであるところ、公にすることにより、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 5 6	1 3 ページ、1 4 ページの上部及び「6.」のそれぞれ一部		
文書 5 2	1 4 ページの「8.」の直前の段落及び脚注		情報の分析の内容や対象、分析結果の活用方法など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 5 3	3 6 ページの一部		
	6 0 ページ及び 6 1 ページ（②に限る。）のそれぞれ一部		
文書 5 4	3 9 ページの一部		
	6 8 ページ及び 6 9 ページ（②に限る。）のそれぞれ一部		
文書 5 6	1 4 ページの「8.」の直前の段落及び脚注		
文書 5 7	3 8 ページの一部		
	6 4 ページ及び 6 5 ページ（②に限る。）のそれぞれ一部		
文書 5 3	9 ページ及び 1 0 ページのそれぞれ一部		特定の施設に係る重要電子計算機の範囲の検討経緯を記載したものであり、これを公にすることにより、我が国の関心事項等が推察されることとなり、攻撃
文書 5 4	1 0 ページの一部		
文書 5 7	9 ページ及び 1 0 ページのそれぞれ一部		

			者からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書53	53ページの一部		当該箇所は、想定される通信情報の取得方法を記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることや国の機器を標的とした妨害活動を可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書54	59ページ及び61ページ中段		
文書57	55ページ及び57ページ中段		
文書53	61ページ（④に限る。）の一部		サイバー攻撃の対処に係る記述であり、公にすることにより、関係者との交渉に不利益が生じることでサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書54	69ページ（④に限る。）の一部		
文書57	65ページ（④に限る。）の一部		
文書53	62ページ、63ページ、74ページないし77ページ、86ページ及び125ページのそれぞれ一部並びに72ページ		取得した情報の処理方法や当該情報のうち分析対象となる項目として想定されるものについて記載したものであり、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるこ
文書54	70ページ、71ページ、82ページないし85ページ、95ページ及び140ページのそれぞれ一部並びに8		

		0 ページ	と、また、我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 4 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 7	6 6 ページ、6 7 ページ、7 8 ページないし 8 1 ページ、9 1 ページ及び 1 3 4 ページの一部並びに 7 6 ページ	
	文書 5 3	1 6 3 ページ、1 6 4 ページ及び 1 6 6 ページのそれぞれ一部	情報の分析の内容や対象など、今後の運用において想定される事項が記載されており、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 4	1 8 2 ページ、1 8 3 ページ及び 1 8 5 ページのそれぞれ一部	
	文書 5 7	1 7 4 ページ、1 7 5 ページ及び 1 7 7 ページのそれぞれ一部	
	文書 5 3	1 7 1 ページの一部	協議会構成員が提出した資料の取扱いについて意見を付すことの例を挙げたものであり、公になることで、サイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 5 4	1 9 1 ページの一部	
	文書 5 7	1 8 2 ページの一部	
1 1	文書 5 3	8 ページの一部	公共の安全と秩序の維持に関する記載であるところ、その内容が明らかにされれば、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、また、特定の情報システムについての検討中及び未調整の記述であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討等に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性
	文書 5 7		

			が不当に損なわれるおそれがあることから法5条4号及び5号に該当するため不開示とした。
	文書54	8ページの一部	特定の情報システムについての検討中及び未調整の記述であり、これを公にすることにより、外部からの圧力により当該検討等に不当な影響を与えるおそれがあり、ひいては意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから法5条5号に該当するため不開示とした。
12	文書53	12ページの一部	インシデント事案の具体例に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
	文書57	13ページの一部	
	文書54	13ページの一部	インシデント事案の具体例に関する情報が記載されたものであり、公にすることにより、法人が営む事業に係る信用が毀損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
	文書53	31ページ及び144ページのそれぞれ一部	当該箇所は、届出事項や電子計算機等供給者の一例として、特定の法人の名称や当該法人の製品名が記載されているものであり、公にすることにより、当該法人が特定されることで、当該法人が営む事業に係る信用が毀
	文書54	34ページ及び162ページのそれぞれ一部	
	文書57	33ページ及び155ページのそれぞれ一部	

			損され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
13	文書53	18ページの「ア」の一部	当該箇所は、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を挙げたものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
		22ページの一部	
	文書54	19ページの「ア」の一部	
		23ページの一部	
	文書57	19ページの「ア」の一部	
		23ページの一部	
	文書53	54ページ及び55ページのそれぞれ一部	当該箇所は、施設又は設備の整備に要する費用に係る情報を記述したものであるが、関係者との調整等を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、関係事業者その他国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書54	60ページ及び61ページ下段	
	文書57	56ページ及び57ページ下段	
	文書53	83ページ及び87ページのそれぞれ一部	内閣府令で定める提供用選別後情報として作成時点で想定される情報についての記載であり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、関係事業者その他国民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書54	91ページ及び96ページのそれぞれ一部	
	文書57	87ページ及び92ページのそれぞれ一部	

			ろ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
14	文書53	18ページの「イ」及び21ページのそれぞれ一部並びに19ページ、20ページ	当該箇所は、機械的情報について記述する中で、分析の対象となる個別の情報を説明するものであり、その分析手法や内容について推察できる情報であるところ、これが公になることで、攻撃者においてその対抗措置を講ずることを可能とするなど、国においてサイバー攻撃に対する有効な対処が行えないこととなり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当し、また、内閣府令で定める機械的情報として作成時点で想定される情報の例を記述しているものであり、同令を定めるために必要なサイバー通信情報監理委員会との協議を了したものではないところ、このような未成熟な情報を公にした場合、その内容が政府の最終的な見解であるとの誤解や憶測を招きかねず、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書54	19ページの「イ」及び22ページのそれぞれ一部並びに20ページ及び21ページ	
	文書57		

※当審査会事務局で整理した。